

2015年度海外制度調査

対外貿易規則と コートジボワールにおける通関プロセス

2015年11月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
貿易投資相談課
アビジャン事務所

目次

第 1 部：対外貿易規則	1
1 章：現在の輸出入に関する法制度	1
I. 1 輸入の法制度	1
I. 2 輸出の法制度	2
I. 3 規制がかかる職業	3
2 章：輸入または輸出に必要となる資格	3
II. 1 輸入／輸出コード	3
II. 2 臨時コード	4
II. 3 輸入申告カード (FDI)	4
II. 4 検査の形式	5
II. 5 内容検査と、価格、分類についての検査の例外	6
第 2 部：コートジボワールにおける通関のプロセス	7
1 章：規制の枠組みと対外貿易統一窓口 (GUCE) の紹介	7
I. 1 GUCE の規制枠組み	7
I. 2 GUCE の紹介	7

2章：コートジボワールにおける通関手続き	9
II.1 税関での申告に必要なとなる書面.....	9
II.2 関税、諸税、上訴手段.....	12
II.3 通関プロセスの関係者.....	13
II.4 特殊な手続きを要する製品.....	14
II.5 停止制度.....	15
3章：積荷検査の明細書（BSC）の紹介	15
III.1 BSC の役割	15
III.2 BSC の交付手続き	16
III.3 提出書類一覧、支払い方法、BSC 処理にかかる金額、期間.....	16
III.4 UEMOA 諸国における BSC の存在	17

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のアビジャン事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談課で取りまとめたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

第 1 部：対外貿易規則

1 章：現在の輸出入に関する法制度

この制度は下記の法規、規則の適用から生まれたものである：

- 2013 年 12 月 23 日付、競争に関する法 n°2013-877
- 1991 年 12 月 27 日付、競争に関する法 n°91-999 の適用されることの、1993 年 3 月 11 日付、政令 n°93-313。これは、コートジボワールへの、輸入および海外商品の持ち込み条件に関するもので、同様に、海外に向けた輸出、再輸出の条件に関するものである。
- 2014 年 3 月 21 日付、条例 n°127/MCAPPME/MPMB。同上。

対外貿易の規則は、国内の持続性のある産業に従事する企業を保護し、発展させることに配慮しつつ、外国との交易の促進を目的の一つとするものである。

I.1 輸入の法制度

輸入は、以下の 3 つの法制度に区分けされる：

- 自由に関する制度
- 認可に関する制度
- 制限に関する制度

I.1.1 輸入の自由に関する法制度

これは、自由に輸入できる製品に適用される。コートジボワールに輸入される製品の大半に関係する制度である。

I.1.2 認可に関する法制度

この制度は以下の製品に適用される：

- 衛生、植物衛生、倫理性、社会秩序や安全の見地から、輸入に際して専門省庁の事前の許可に従うべきところの製品。
 - ✓ 生きている動物
 - ✓ 生きている植物と草花の栽培に関する製品
 - ✓ 種子
 - ✓ エッセンシャルオイル

- ✓ 薬品
 - ✓ 音や映像が記録された媒体
 - ✓ 武器や弾薬
- 輸入に際し、各認可省庁間の委員会により交付される認可に従うところの製品。
- ✓ 肉と臓器
 - ✓ 家禽
 - ✓ 魚
 - ✓ 殻に入った鶏の卵、生もしくは保存されたもの

輸入の事前許可（API）もしくは認可を取得した後は、輸入者は量の制限なく自由に輸入できる。

通常、一度の申請にのみ有効な事前許可と異なり、認可に関しては、年間もしくは一定期間ごとに与えられる。

NB：許可は対外貿易統一窓口（GUCE）のプラットフォームにおいて、通信で取得できる。

I. 1. 3 輸入制限規則

制限に関する制度は輸入禁止品目同様、輸入に量的規制がかかる品目に関するものである。：

- 輸入許可に従う製品
- ✓ プリントされた綿製の生地
 - ✓ SIR によって製造された製品と同類の石油製品

すべての輸入品は、2 万 5,000CFA フラン以上の FOB 価格で、制限の制度に従う場合は、輸入に先立つ許可であるところの輸入認可の手続に従うこととなる。

- 輸入が禁止される製品
- ✓ 砂糖
 - ✓ パン用小麦
 - ✓ アナログテレビと放送や圧縮の規格品でないテレビ
 - ✓ 通常のビニール袋で生物分解性のあるもの、またないもの
 - ✓ アミアンタスを主成分とする製品
 - ✓ いくつかの化学製品

I. 2 輸出の法制度

輸出は 3 つの制度に分けられている：

- 自由に関する制度
- 事前許可に関する制度
- 禁輸

I. 2.1 輸出の自由に関する制度

コートジボワールでの経済的選択の自由に従い、財と商品の輸出は自由である。

I. 2.2 事前許可の制度（輸出認可）

以下の製品は輸出に先立つ許可の制度に従う：

- ✓ 鉱石
- ✓ 貴重な物質や石
- ✓ コーヒーとカカオ豆
- ✓ パイナップルとバナナ
- ✓ 丸太材と木製品

I. 2.3 禁止の制度（禁止輸出品）

動植物の保護を確実なものとすることを目指すための輸出禁止規則である。また以下に関するものも含まれる：

- ✓ 加工されていない象牙
- ✓ いくつかの未加工丸太材（イロコ、アジュクロ（adjoukrou）、アカジュ、アボジラ、ボス、シポ、マルコレ（malcoré）、ティアマ、コンドルイ（kondroui）、ベーンヌ（bène）の丸太材...）
- ✓ 鉄製品（くず鉄、鋳鉄、鉄製副産物）

I. 3 規制がかかる職業

1993年3月11日付、政令 n°93-313 の規定に反し、肉、豚肉製品、漁業製品を輸入したり、コーヒー、カカオ豆、パイナップル、バナナ、丸太材、木製品の輸出業の営業には、専門省庁が交付する認可の取得が義務づけられている。

2 章：輸入または輸出に必要なとなる資格

輸入／輸出コードを所持すれば誰でも輸出入が可能である。

II.1 輸入／輸出コード（商務省により交付）

II.1.1 輸入／輸出コードの取得手続き

新たな事業の場合の輸入者／輸出者コードの取得には以下を含む書類の作成が必要とされる：

- a) 新規設立の会社
 - 商業登記簿
 - 税務申告書 (DFE)
- b) 既存会社
 - 商業登記簿
 - 税務申告書 (DFE)
 - 有効期間内の税に関する適法性の証明書

輸入者／輸出者コードの新規事業の場合の交付は CEPICI の会社設立統一窓口で行われる

II. 1. 2 輸入／輸出コードの更新

輸入者／輸出者コードは以下の書類を提出すれば、毎年更新が可能である

- 有効期間内の税に関する適法性の証明書
- 入隊納税者については債務が無いことの証明書
- 有効期間内の営業税証明書
- 前の輸入者／輸出者コードのコピー

II. 2 臨時コード

これは専門業者のための輸入／輸出コードの例外である。世帯に対して個人消費のための商品の輸出入について例外を臨時コードとして与えている。

輸入者／輸出者臨時コードは、1人あたり年2回、以下の書類の提出によって与えられる：

- 商品の見積り送り状
- 申請者の身分証明書のコピー

II. 3 輸入申告カード (FDI)

自由な輸入が認められるもの、あるいは 50 万 CFA フラン以上の FOB 価格を有し、認可制度に従うもの。すべての輸入品目について、輸入申告カード (FDI) の登録が必要である。

輸入申告カードは記名式で譲渡不可能である。カードは以下の場合には、破棄もしくは差し替えが義務づけられる：

- 商品の売主／買主の変更
- 商品の性質の変更
- 商品の FOB 価格の上昇が 10% 差を超える場合
- 注文の量の変更

輸入申告カードはビザから 3 カ月間有効で、3 カ月の延長が可能であるが更新は出来ない。そして対外貿易利用者の銀行に指定された見積り・送り状の提示で最大 24 時間以内に交付される。このカードは税関申告の受理条件となる。

しかし、**FDI** 申請のために、商取引のバーチャルフォルダを作成する場合には、以下のことが必要となる：

- 事業者の輸入／輸出コードが有効であることが確認されること
- 税関で承認された申告者に対し、事業者の銀行に指定された見積り送り状と許可書のコピーを通信にて提出すること
- 制限にかかる製品については輸入許可書を提出すること（I.1.3 参照）

FDI は商業担当省庁により最大 24 時間以内に交付される。

NB : **FDI** の手続きは、輸入者が **GUCE** の受託企業である **Webb Fontaine** 社において通信で行う。

II.4 検査の形式

2014年3月21日付 n°127/MCAPPME/MPMB省令12条の規定に従った、2つの形式の検査が存在する：

- 価格と分類の検査
- 品質の検査

II.4.1 価格と分類の検査（関税評価）

価格と分類の検査は、輸入される商品に対して行われる税関の取り扱いを決定する役割を持つ。輸入される品目の税関での価格を確定し、他方で、**HS**コードに従った前述の品目に、法と税の観点に沿うことを目的として、関税料率上の種類を割り当てることをその内容とする。

価格と分類の検査は、**FOB**価格が最小限で100万CFAフランを超えるすべての輸入に対し、義務づけられる。この検査は受託企業である**Webb Fontaine**社により行われる。

FOB価格が100万CFAフラン以上の輸入については、税関総局の管轄サービスによる価格検査を受けなければならない。

II.4.2 内容の検査

内容検査はコートジボワール共和国で適用される規準と仕様に一致しているかを確認することをその内容とする。

100 万 CFA フラン以下の輸入は、内容検査に従うこととなる。

内容検査は **BUREAU VERITAS INSPECTION VALUATION ASSESSMENT AND CONTROL-BIVAC BV.** 社により実施される。

II.5 内容検査と、価格、分類についての検査の例外

以下の財物や商品は、対外貿易総局の許可なく、内容検査と価格、分類についての検査を免除されるが、輸入申告カードの手續に則ることとなる（2014年3月21日付、省令 n°127/MCAPPME/MPMB 13章）：

- 金とその他の貴重物質
- 貴重石材
- 芸術品
- 鉱物のうち回収品
- 爆発物、武器、弾薬、その他軍需品で、国軍、治安部隊に納入されるもの
- 生きている動物
- 生、もしくは冷凍の魚、野菜、果物
- 植物と草花の栽培に関する製品
- 感光され、現像された映画フィルム
- 新聞と流通している定期刊行物、郵便切手もしくは収入印紙、切手、印紙を貼った紙類、銀行紙幣、小切手帳、パスポート
- 使用済みの個人の衣類と家庭用品
- 使用済みの自転車
- 個人の贈り物
- 郵便小包
- 未精製、もしくは精製された石油
- 商品サンプル
- 国、基金、慈善事業、交易慈善団体に対し、外国政府もしくは国際機関から送られた援助
- 外交、領事任務、もしくは国際機関に対して、その必要に応じて輸入される支給品
- 個人の資格で行われ、かつ非継続な非営利事業で、FOB価格が300万FCAフラン以下の事業の一環として輸入される財物
- 石油および鉱石事業に向けられた輸入施設の財物や用具
- 自由制度に関係する輸入
- 特産地もしくは共同体で産出された伝統工芸品

第 2 部：コートジボワールにおける通関のプロセス

対外貿易の統一窓口（GUCE）の紹介を通して税関のプロセスを紹介し、さらに商品の税関手続、また積荷検査の明細書（BSC）を、グローバルな視点から紹介する。

1 章：規制の枠組みと対外貿易統一窓口（GUCE）の紹介

対外貿易統一窓口（GUCE）を紹介する前に、GUCE を設置した規制の枠組みを位置づけることが肝要である。

I. 1 GUCE の規制枠組み

税関を管理する現在のシステムと、政府の専門省庁、コートジボワールの中央銀行や銀行、さらには海運会社、港湾事業者、輸入者、輸出者、補償事務所といった他の政府機関をつなぐ働きをもつ。対外貿易統一窓口の現代的な情報ソリューションを拡大させることに配慮し、コートジボワール国は、Webb Fontaine Group FZ-LLC 社との間で、2013 年 2 月 28 日、移譲合意を取り交わした。これは、対外貿易統一窓口（GUCE）の情報システムのコンセプト、費用、設備、開発、保全に関する合意で、この合意に基づき、コートジボワール国は、GUCE の発展、拡大計画に許可を与えた。そしてこの計画は、国境を越えた商取引や、コートジボワールの国境を越える商品の通関プロセスにおいて、補足情報を交換し、用いることを可能とし、さらに交換の統一調和のとれたプラットフォームを確立することを可能とするものである。

また、下記の規則の条文は、このプラットフォームの実現を確実にするために取り入れられたものである：

- 2013 年 2 月 28 日にコートジボワール国と Webb Fontaine Group FZ-LLC 社の間で交わされた、対外貿易統一窓口（GUCE）情報システムのコンセプト、費用、設備、開発、保全に関する移譲合意を承認するところの、2013 年 3 月 6 日付政令 n° 2013-166
- 対外貿易統一窓口（GUCE）情報システムのコンセプト、費用、設備、開発、保全のための、移譲合意の調査、評価委員会の設立、構成、機能を定めた 2013 年 6 月 27 日付省令 n° 234/MCAPPME/MPMEF
- 対外貿易統一窓口を定めた 2013 年 6 月 27 日付省令 n° 235/MCAPPME/MPMEF

I. 2 GUCE の紹介

I. 2. 1 コートジボワールにおける GUCE：定義、目的、関係者

対外貿易統一窓口（GUCE）は、商業や輸送に携わる公的部門（税関、中央銀行、港湾管理者、港湾事業者、専門省庁...）や私的部門（公認の税関職員、荷役業者、輸入／輸出者、輸

送業者、荷役／倉庫業者、商業銀行...) の関係者が、輸入、輸出、輸送時に、定められたあらゆる手続を充たすため、閲覧箇所が一つに規格化されている情報や資料を参照することを可能とする、唯一で完全なプラットフォームである。

コートジボワールに設置されている対外貿易統一窓口 (GUCE) は、混合タイプの窓口と言える。すなわち、送り状の作成や、電子支払いという側面と同様、商取引に関するあらゆる許可／証明書を、オンラインで交付する手続の遂行という側面を再編成するものだ。

I. 2. 2 GUCE の機能性

対外貿易統一窓口 (GUCE) は対外貿易のすべての手続を情報化するという要望に応えるものである。以下の手続を、オンラインで行うことができる:

- 商取引 (DVT) : スキャンした書類を添付し、輸入申告カード (FDI) 申請のための、商取引のバーチャルフォルダを作成すること
- Ruling Center (ルーリングセンター) への申し込み (RFCV) : 見積りと分類を申請するための FDI のデータの利用と、オンラインでの RFCV (分類と価格の最終レポート) の取得
- FDI の情報に基づく、商品の輸出入のための、認可、許可、証明書のオンラインでの申請
- 両替の許可: 業者からの請求に対して支払う目的で、資金を本国へ戻す、あるいは送付するための許可をオンラインで取得すること
- 電子支払い: 商取引に関する支払い (税関、税の手数料、輸出入証明書交付代金...) の大半をオンラインで行うこと
- 船舶積荷目録: 船や他の輸送方法での積荷となる商品が記載、要約され、また税関や他の公共サービスの利用に向けられた書類
- 危機管理と協同して訪ねること

I. 2. 3 GUCE の利点

対外貿易統一窓口 (GUCE) は数多くの利点を示している:

- 情報化とオンラインでの手続きの実現による、手続きの統一と簡略化、手続きはコートジボワール上の至る所で同様に行われる
- 人の移動の省略と、人件費の削減: 税関と商品搬入期間の削減: 商品到着前の手続き遂行の可能性
- 商品搬入に関する費用の削減
- 商取引における透明性の促進
- 検査の改良と不正の削減
- 検査の改良による国の徴収金の増加と安全化
- 異なる公共組織間の協力関係の強化

2 章：コートジボワールにおける通関手続き

II. 1 税関での申告に必要なとなる書面

税関で申告をするには、商品の性質、輸出先、価格、生産地に応じて、作成が必要となる一定の書類を用意しなければならない。

II. 1. 1 通常書類

- 船で発送する場合の船荷証券原本 (**Bill of Loading**)
- 航空便の場合の航空輸送書 (LTA)
- 真正の請求書
- 保険証
- 輸入申告カード (**FDI**)
- 運賃請求書
- 関税分類と価格の最終レポート (**RFCV**)
- 積荷一覧
- 手数料と税金の支払い方法が現金の場合は領収書
- 輸出証明書 (輸出の場合)
- 両替契約 (輸出の場合)
- OIC により交付される積荷検査の明細書 (BSC)
- 必要な場合には UEMOA、CEDEAO 製のものであるという証明書

II. 1. 2 特別な書類

II. 1. 2. 1 税関制度との関係上の書類

II. 1. 2. 1. 1 臨時許可

a) 変換のための臨時許可 (ATT)

- 臨時許可の決定
- 年間予定の一覧
- 製品の技術カード
- 保証の方法: 銀行保証、信用引き取り、認証済みの小切手等

b) 通常もしくは例外的な臨時許可: 税関所長の書面

c) ATA 条約: ATA ノート

II. 1. 2. 1. 2 貨物輸送について

- 搬入カード (運送業者)
- TRIE ノート (コートジボワール商工会議所)
- 会計監査申告のための入国申告 (運送手配者)

II. 1. 2. 1. 3 倉庫について: 現実、架空あるいは特別な倉庫の認可

II. 1. 2. 2 製品の性質に応じて必要とされる書類

II. 1. 2. 2. 1 輸出に際して

コーヒー、カカオ豆とその副産品

- 輸出者認可
- 分析報告書
- 報告書《形式 1》
- 確認報告書 (B.V)
- 搬入許可 (BCC)
- EUR1 製であることの証明書
- UEMOA、CEDEAO 製であることの証明書

木材

- 輸出認可
- 林業総局により交付される仕様書カード
- EUR1 製であることの証明書
- UEMOA、CEDEAO 製であることの証明書

綿とカシューナッツ

- ACE (管理監査と鑑定) により交付される重量証明書
- EUR1 (EU 内の国について) 製であることの証明書
- 綿とカシューナッツの管理当局により交付される輸出許可証

石材と貴重鉱石

- 対外財政担当者の許可証
- 鉱山省、大蔵省により交付される許可証
- SODEMI により交付される管理証明書

個人の持ち物: 持ち出しの税務ビザ

II. 1. 2. 2. 2 輸入に際して

漁業、肉、乳製品と果物、野菜

- 動物性製品担当省庁により交付される輸入許可証
- 原産国証明書
- 植物衛生当局のビザ (農業省)
- 乳製品について、放射性物資の非検出証明書

薬品

- 薬学、薬剤当局により交付される輸入許可証
- 薬学、薬剤当局により交付される搬入許可証

個人の持ち物と引っ越し

- 出発国の行政当局により交付される引っ越しの証明書
- 詳細が記載され、引っ越し荷物に含まれる物品と家具類の所持者のサインがあり、これらの物品や家具が少なくとも6カ月前から本人の持ち物で、使用に供されていることを申告するための証明書を備えた目録

生きた動物

- ワクチン接種の証明書（牛、馬）
- 肉および食用の内蔵には衛生証明書
- 蜜蜂および蜂窩の証明書
- ひな、有精、無精卵には衛生証明書
- 原種の家畜には衛生証明書
- 鳥類には動物園の証明書
- 種畜の種子には動物園の衛生証明書

絶滅のおそれがある動植物種と、これらの種から作られた製品（ワシントン条約）

これらの商品を輸入するには、環境・水・森林省の自然保護担当当局の許可が必要である。

遺体: 非感染証明書

芸術、収集、骨董品: 所在国の文化省もしくは国家遺産担当省庁により交付される輸出許可証

中古の乗り物

- 乗り物の海外での登録証明書
- SICTAにより交付される CIVIO カードと、評価カード
- 税務署から交付される納税者登録
- 業者向けの輸入者コード、もしくは臨時コードの割当て当局により交付される、臨時輸入者コード
- インターポール国家中央事務所により交付される再登録ビザ
- 船荷証券原本
- 商業帳簿（業者の場合）
- 国の身分証明書もしくは滞在許可証のコピー

手数料や税金の免除に関係する製品

- 免除の許可証
- 免除決定

UEMOA、CEDEAO 製の製品

- UEMOA、CEDEAO 製であることの証明書
- 原産国の輸出申告書

武器、弾薬

- 輸入許可証

- 安全保証省により交付される税関許可書

爆発物：爆発物質の倉庫の利用許可書

石材と貴重鉱石：SODEMI の証明書

紙幣

- 経済財政担当省庁の対外財政証明書
- 両替許可証

すべての種類の変性エチルアルコール：薬学および薬剤当局により交付される輸入許可証

古物：消毒証明書

II.2 関税、諸税、上訴手段

II.2.1 関税と諸税

関税領域内に入る、もしくは領域から出て行く商品には、場合に応じて、税関の料金表に記載されている、輸出入関税が課される（税関法 5 条）

II.2.1.1 関税と入国税

UEMOA の対外共通料金表（TEC）に組み込まれた関税によって定められる入国関税と、TVA やその他一定の製品にかかる物品税からなる対内税は、区別されている。

- D.D：TEC によって定められる商品のカテゴリごとに異なる金額の関税
- RSTA：統計税
- PCS：共同体連帯税
- PCC：CEDEAO 共同体税

上記のカテゴリの製品の関税や税金以外に、以下の、状況に応じた課税価格を明記する。
:

- TDP：保護逓減税
- TCI：景気対応輸入税

TVA（付加価値税）は、輸入された商品すべてに一律 18%の率で適用される。しかしながら、税法規定の条件内で、一定の商品は免除の対象となる。例：薬品

TVA は以下の方法により計算される。

$TVA = (VD + DD + RSTA + \text{不確定の TDP, TCI と 物品税}) \times TVA \text{ 率 (18\%)}$

物品税は、第一の必需品と見なされない製品（タバコ、アルコールなど）に設定される付加的な税である。他の税に関しては、一定の国内工業製品を、海外由来輸入品から保護する目的の下に編成されている。

II. 2. 1. 2 関税と輸出税

商品の輸出は税関における関税や税金の対象外である。例外として、特に、コーヒー-カカオ豆、木材、カシューナッツ、コラノキの種子といった、基本的な素材から産出される製品は、単一搬出税（DUS）を支払わなければならない。

II. 2. 2 利用者の上訴手段

II. 2. 2. 1 階層的な上訴

利用者は、税関でのあらゆる紛争において、事務所の直接の責任者から、中間的な責任者、特に係長や地方当局者などを経て、税関の局長に至るまでを相手に、階層的な上訴を用いることが出来る。

これら異なる当局者は、郵便、電話あるいはウェブサイト（www.douanes.ci）の画面からコンタクトをとることができる。

II. 2. 2. 2 特殊な上訴

- **料金に関する上級委員会:** 料金の割当に際し、この分野に関して生じた諸問題は、料金分類に関する意見を求めることが出来る、規則訴訟当局において、行政的に解決される。
- **価格に関する調停委員会:** 輸入商品の税関価格に関して、税関における行政処分への異議申立てを可能とする訴訟について知るべく、利用者に関かれた上訴手段である。
- **税関事業の迅速性監視施設（OCOD）:** 利用者は税関事業の迅速性に何らかの障害を認めるすべての場合に、監視施設を利用することが出来る。

II. 2. 2. 3 法的手段

上記の行政的手段にも関わらず、利用者が手続の適用や事業、またあらゆる上訴手段を用いた後になお侵害状況を感知した場合は、法律、法的利益の尊重や認識を実現する目的から、裁判所において手続を行うことが出来る。

II. 3 通関プロセスの関係者

コートジボワールにおける通常に通関プロセスに携わる関係者は、特に公共セクションと民間セクションに分けられる。

II. 3. 1 公共セクション

- 税関行政と税関手続担当当局
- 商業大臣
- 専門省庁
- Abidjan 自治港 (PAA) と San Pedro 自治港 (PASP)
- コートジボワール荷夫事務所 (OIC)
- 税関事業迅速性監視施設 (OCOD)

II. 3. 2 民間セクション

- コートジボワール Webb Fontaine 社
- 輸入、輸出者
- 公認税関代理業者 (CDA)
- 荷受業者団体
- コートジボワール商工会議所 (CCI-CI)
- 職業組織、特に:
 - ✓ **FEDERMAR** (コートジボワール海洋連合会)
 - ✓ **FNIS-CI** (コートジボワール工業、サービス国家連合会)
 - ✓ **FENADIS** (販売代理店国家連合会)
 - ✓ **UGECEI** (コートジボワール大企業連合)
 - ✓ **CGECEI** (コートジボワール企業、コートジボワール経営者総同盟)

II. 4 特殊な手続きを要する製品

商品への課税の一般原則に反し、一定の商品は、国の税金、もしくは国際条約により定められている関税や税金のすべてあるいは一部を、免税、免除されている。

- 関税領域で生産された、もしくは海外から持ち帰られた際に、関税の支払いによって国産化された商品
- 外交的な免除に関係する商品、すなわち国家あるいは国際的性格をもち団結のための事業に向けられて発送されたもの
- 国への支援もしくは無料で国庫に送られたもの
- 鉱山、石油そして投資についての法律に従う商品
- UEMOA の優遇制度下で輸入された商品

旅行者の個人の荷物に含まれる商品は、大人一人当たり 10 万 CFA フランを超えない限り、輸入に際して要する関税やその他の税金を免除される。

個人の持ち物への免除が及ぶのは、少なくとも 6 カ月前から使用されているもので、旅行者の荷物に含まれる、もしくは引っ越しの際に輸入されたものに施される免税措置と一致するものに対してである。

BSC のシステムにより、輸送のオファーや要請についての適切な情報、運送価格の状況や、輸送にかかる費用のその他の要素について、リアルタイムで知ることができる。

BSC の基本的な特徴は:

- 商取引に関係するすべての当事者は、BSC が認証されるまで、その処理を追跡するために、オンラインでのアクセスが認められる。
- BSC は、経済的事業者や税関には、リアルタイムで（商品の到着前）、利用可能である。
- データの追跡が可能となる
- すべての関係者（税関、経済オペレータや OIC）にとってデータへのアクセスが可能であることから、透明性が保証される
- 各取引に関係するデータは、後の調査のため、3年間利用可能である
- 統計結果の管理が可能となる

III. 2 BSC の交付手続き

輸出者もしくはその輸出のための運送業者は、OIC のサイトにアクセスし、そこで示されるいくつかの分野の情報を得ることが出来、また BSC の認証を申し込むことが出来る。

BSC は、こうして、添付書類の確認を行うテクニックセンターによって引き受けられる。

かくして、BSC は処理され、ステータスが与えられる（支払待機状態—書類待機状態—認証途中—仮認証—認証）

III. 3 提出書類一覧、支払い方法、BSC 処理にかかる金額、期間

III. 3. 1 BSC を完成するための提出書類一覧

- 個人の持ち物について、最終の請求書もしくは評価目録
- 船荷証券（B/L）
- 積荷一覧
- 運賃請求書（EU 発送の輸入品を除く）
- 原産国証明書（EU 発送の輸入品を除く）
- 商品の発送国の輸出申告書
- 地域の保険証

- 輸入申告カード (FDI) もしくはその番号

III. 3. 2 支払い方法

コートジボワールにおいては、BSC の支払いは輸出者もしくはその運送業者により、元の国から銀行振込を通じて行われる。しかしながら、輸出者の申請により、OIC が合意すれば、目的地への支払いのための例外が認められることがある。

III. 3. 3 BSC 処理の金額と期間

BSC 交付の費用は、積荷の種類 (バラ積み貨物-コンテナ 20'/40'-仕分けのコンテナ-乗り物-取り決められた各種の商品) に応じて 18 ユーロ/1 万 1,970 CFA フランから 90 ユーロ/5 万 9,850 CFA フランの間で定められている。

OIC は BSC の分析に少なくとも 1 日を要する。これは、BSC の作成者からオンラインで認証の申し込みがなされた日時から、BSC の技術センターによって、書類の分析後にステータスが与えられるまでを考慮に入れたものである。

III. 4 UEMOA 諸国における BSC の存在

BSC は、UEMOA 加盟 8 カ国すべてにあり、最後に設置されたのはマリである。

各手続は実際上同様のものである。これは 2011 年からの、アフリカ荷夫評議会連合による、統一努力によるものである。

しかしながら、費用、書類一覧、支払い方法のレベルでは、統一プロセスが実現するまでの間、いくらかの相違が残っている。

対外貿易規則とコートジボワールにおける通関プロセス

2015年11月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）お客様サポート部貿易投資相談課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2015 JETRO. All rights reserved.